

重点取組4：安心して暮らせる住まい・環境づくりの推進

《取組方針》

高齢者のニーズに応じた住まいが安定的に供給されるよう、高齢者すまい・生活支援モデル事業の実施やサービス付き高齢者向け住宅等における適切なサービス提供のための指導の拡充など、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりに係る取組を更に進めていきます。

また、ユニバーサルデザインの理念に基づく取組が進むよう普及啓発を一層推進し、バリアフリー化等のハード面と利用者への情報提供等のソフト面の両面から、高齢者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを推進していきます。

加えて、防災・防犯に係る意識や知識の高揚を図る取組を強化するとともに、特殊詐欺被害等の未然防止や救済等に係る高齢者等への啓発及び相談体制の充実を図ります。

さらに、高齢者を介護する家族等の仕事と介護の両立支援等に加え、町内会のボランティア活動など「地域活動や社会貢献」も含めて生きがいのある充実した暮らしを送ることを支援する「真のワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組を進めていきます。

1 安心して暮らせる住まいづくりの推進

《取組内容》

- 要介護高齢者等の地域での生活を支える新たな取組として、空き家を活用し、低廉な「住まい」と、社会福祉法人による「見守り」等のサービスを一体的に提供するモデル事業（最長3年間）を市内の一部地域において実施します。モデル事業については、京都市居住支援協議会において、事業内容の検証等を行い、モデル事業の終了後においても、社会福祉法人による社会貢献事業として継続的・発展的に取り組める、持続可能な事業スキームの構築に取り組みます。
- 高齢者が長期にわたり生活する場であるサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが適切に運営され、高齢者が安心して暮らせるよう、ガイドラインに基づき、定期的に必要な助言・指導を行います。
- 市営住宅が、住まいのセーフティネットとしての機能を十分発揮できるよう、エレベータの設置や住戸内の段差解消等による高齢者対応の推進をはじめとする居住性の向上を図ります。また、住宅のバリアフリー化改修に対しては、低利の融資制度を設けるとともに、分譲マンションの共用部分における改修助成事業や、要介護状態になるおそれのある65歳以上の方を対象とした生活機能の維持向上や転倒事故防止のための住宅改修助成事業を実施します。
- 高齢者の状態に応じた住宅リフォームを行えるよう、京安心すまいセンター

では、センター職員及び専門家が住宅を訪問し、具体的にアドバイスを行います。さらに、住まいでの安全な暮らしに資する福祉用具について、住宅や高齢者の状態像に応じて、その方に適した福祉用具を選択していただけるよう、居宅介護支援事業者や高齢サポートが相談に応じるとともに、長寿すこやかセンターにおいても相談事業を実施します。

- 耐震診断や耐震改修等に対する助成等の支援制度により、住宅・建築物の耐震性能を向上させることで、高齢者にとって安心安全の住まいづくりを推進します。
- 高齢者の入居を拒まない住宅（すこやか賃貸住宅）の登録を促進し、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を容易に選択することができるよう情報発信するなど、高齢者の居住の安定確保を図ります。また、民間賃貸住宅において高齢者の入居が敬遠される要因である家賃の不払いや入居後の心身の状況変化に対する賃貸人の不安を解消するため、家賃債務保証制度の普及や高齢者の見守り、生活支援サービスとの連携を図ります。
- 京安心すまいセンターが実施する「すまいよろず相談」において、住宅に関する様々な相談に応じ、リフォームに役立つ情報提供を行うほか、住まいに関する様々な情報を、区役所・支所や高齢サポートに取り揃え、各種制度の紹介を行います。

《施策・事業》

- 高齢者すまい・生活支援モデル事業の実施とモデル事業終了後の展開
《新規》
- サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導《充実》
- 市営住宅のバリアフリー化の推進
- 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援
- 専門家による高齢者の状態に応じた住宅リフォーム等への支援
- 福祉用具に関する相談の実施
- 住宅・建築物の耐震化の促進
- 民間住宅に円滑に入居するための支援
- 多様な住まいについての情報提供



2 暮らしやすい生活環境づくりの推進

《取組内容》

- 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、あらゆるものをすべての人ができる限り利用しやすいことを目指す、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりを推進します。また、みやこユニバーサルデザインの考え方に沿った一定の基準を満たした建築物に対する顕彰制度を通じて、すべての人々にとって生活しやすい環境づくりを目指します。
- すべてのひとが安心・安全、円滑に施設を利用できるよう、既存公共施設のバリアフリー化改修や駅及びその周辺道路等の重点的、一体的なバリアフリー化を推進します。
- 各区交通対策協議会等を中心に、交通安全に向けた街頭啓発や広報啓発活動を実施します。さらに、運転免許の自主返納者に対する支援を実施します。
- 高齢者をはじめだれもが安心して市バスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を促進するとともに、ノンステップバスに適した停留所への改善を図ります。
- 特定非営利活動法人等が実施するボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送事業）について、その必要性及び実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について審査等を行う京都市福祉有償運送運営協議会を引き続き設置し、移動に制約のある方への支援を図ります。また、高齢者など、単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による共同配車センターの運営について、必要な協力を行います。

《施策・事業》

- ユニバーサルデザインに基づく生活環境づくりの推進
- バリアフリーに対応した機能性や仕様を持つ建築物の顕彰制度の実施
- 公共建築物等のバリアフリー化の推進
- 交通安全啓発事業の推進
- 市バスにおけるノンステップバスの導入促進
- 移動に制約のある方への支援



＜地下鉄駅における可動式ホーム柵の設置＞



＜地下鉄駅におけるトイレ改修による段差解消＞

3 防災・防犯対策や消費者施策の推進

(1) 防災・防犯対策の推進

《取組内容》

- 地震等の大規模災害発生時に、高齢者や障害のある方のうち自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿を活用し、区役所・支所及び保健福祉局が連携のうえ、災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を確保します。
- 高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、地域福祉組織等との情報共有による地域における見守り体制を推進します。
- 大規模災害が発生した場合に、避難行動要支援者等の特別な配慮を要する方を受け入れる福祉避難所の事前指定先の拡充を引き続き図るとともに、実際の災害を想定した訓練の実施や施設職員向けの研修会の開催など、災害発生時における高齢者等の安心・安全の確保に取り組みます。
- 災害時において、高齢者をはじめとする幅広い被災者の生活や被災地の復旧・復興等を支援するボランティア活動が円滑に行えるよう、社会福祉協議会をはじめとする関係団体とのパートナーシップの下、ボランティア活動の調整を行う京都市災害ボランティアセンターを常設し、平常時からボランティアの受入環境の整備を図ります。
- 携帯電話を持たない避難行動要支援者に対する避難情報の伝達を行うため、平成26年度に改修した災害時情報配信サービス（多メディア一斉送信システム）により、条件を満たす避難行動要支援者に対して同システムを活用した避難情報の配信を行うとともに、更なる登録者の拡大を目指します。
- 自主防災組織、事業所、消防団、その他の地域団体に構成する高齢者のいのちを守るネットワークの構築を推進します。また、京都学生消防サポーター等を育成するため、必要な技術や知識を習得する研修を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。
- 消防職員が、災害時に自ら避難することが困難な高齢者宅を訪問し、防火防災に関する安全指導を推進します。また、住宅用防災機器等の普及啓発にも取り組みます。
- 防犯や防災、地域福祉など幅広い地域の安心・安全の様々な問題に対して、市民、地域団体、事業者、区役所・支所、学校、警察署の連携により、総合的に取り組むため、市内の全学区において立ち上げた「学区の安心安全ネットワーク」を定着・発展させるための「学区の安心安全ネット継続応援事業」を実施し、各学区の実情に応じた事業継続を応援します。
- 介護サービスの提供中等に高齢者に適切な応急手当が必要となった場合、訪問介護員等が、救急隊が到着するまでの間、心肺蘇生法などの応急手当ができるよう、AED（自動体外式除細動器）の使用方法も含めた救命講習を推進し

ます。また、事業所間のネットワーク組織である「安心救急ネット京都」と連携を図り、応急手当の普及・啓発とAED設置を促進します。

- 日頃から高齢者や障害のある方と接する機会の多い、訪問介護員、介護支援専門員、民生委員・児童委員、老人福祉員等を対象に、防火・防災・救急に関する知識や指導技術を習得する研修を実施します。

《施策・事業》

- 避難行動要支援者名簿の活用による災害時の避難支援体制の確保
- 地域における見守り体制の推進（再掲）
- 福祉避難所の設置の促進《充実》
- 災害ボランティアセンターの運営
- 災害時情報配信サービス（多メディア一斉送信システム）による情報配信対象者の拡大《新規》
- 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進
- 防火安全指導の実施と住宅用防災機器等の普及・啓発
- 学区の安心安全ネット継続応援事業の実施
- 応急手当の普及・啓発
- 安心アドバイザーの養成

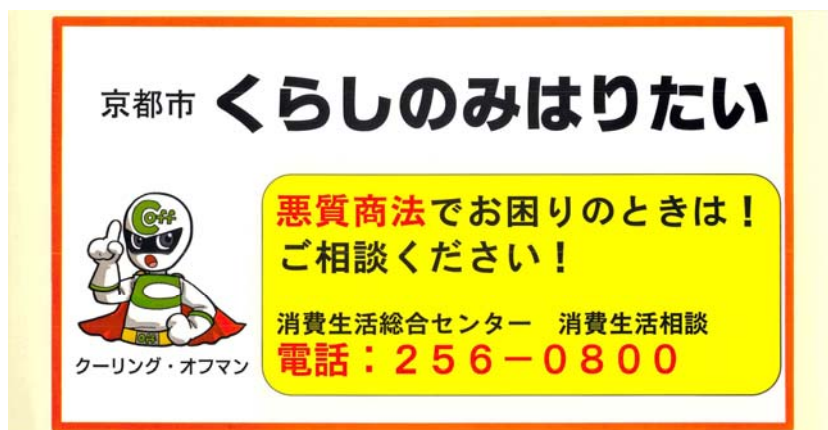
（2）消費者被害対策等の推進

《取組内容》

- 「京都市消費者教育推進計画」に基づき、年齢階層等に応じた消費者教育を推進し、自立した消費者を育成していきます。また、消費生活総合センターへの相談を奨励するボランティア「くらしのみはりたい」や、地域に密着した消費者啓発の核となる「京（みやこ）・くらしのサポーター」による、日常生活の中での目配り・気配りなど、地域の高齢者等の見守りを行い、消費者被害の未然防止、拡大防止につなげます。相談事業については、消費生活総合センターにおいて消費生活相談、法律相談等を実施するとともに、京都府、京都府警察、京都弁護士会等の関係機関との連携を強化して事業の充実を図り、多様化・複雑化する相談事例に対処していきます。さらに、悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等について、パンフレットやメール配信等により、迅速に情報提供します。
- 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害から高齢者を守るため、京都府警察との協力の下、高齢サポートによるひとり暮らし高齢者全戸訪問事業とタイアップした特殊詐欺手口・被害対策の啓発等を行います。

《施策・事業》

- 消費者被害を防止し、自立した消費者を養成するための消費者啓発・教育の推進《充実》
- 「くらしのみほりたい」の募集など市民との協働による見守りの仕組みづくり
- 消費者被害救済のための相談事業の推進
- 消費者被害情報等の迅速な提供
- 特殊詐欺被害防止のための取組の推進《新規》



〈くらしのみほりたいステッカー〉

4 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進

《取組内容》

- 高齢者を介護する家族等が、自分を取り巻く様々な「つながり」を大切にし、仕事と家庭生活などの私生活だけでなく、町内会のボランティア活動などの「地域活動や社会貢献」も含めて、生きがいのある充実した暮らしを送ることができる「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するため、家族介護者等の負担軽減のための支援や介護サービスの充実などに加え、労働者の仕事と介護の両立を推進する企業への補助金の交付やアドバイザー派遣とともに、京都 style 「真のワーク・ライフ・バランス」 応援WEBによる情報発信等を行います。

《施策・事業》

- 「真のワーク・ライフ・バランス」を推進する企業への支援《新規》
- 「真のワーク・ライフ・バランス」に取り組む市民や団体の発掘及び応援《新規》
- 京都 style 「真のワーク・ライフ・バランス」 応援WEBによる情報発信《新規》

- 家族等介護者支援の充実（再掲）
- 在宅福祉サービスの充実（再掲）
- 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供（再掲）
- 地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設，小規模多機能型居宅介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護等）を中心とした介護サービス基盤の充実（再掲）《充実》
- 身近な居場所づくりの充実（再掲）《充実》
- フォーマル・インフォーマル資源の情報提供（再掲）《充実》
- 高齢者支え合い担い手づくり事業の推進（再掲）《新規》
- 「地域コミュニティ活性化推進計画」に基づく取組の推進（再掲）



＜京都 style「真のワーク・ライフ・バランス」応援WEBトップページ＞